

9 自動車税・自動車取得税の減免

内 容	障がいのある方が所有し、かつ使用する自家用車等について、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられる場合があります。 * 下記は概要です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。
-----	--

◎減免の要件

次の1から3までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

1 障がい要件

項 目		障害者等級		
		障がい者本人が運転	生計同一者が運転	
身	視 覚 障 害	1、2、3、4級	1、2、3、4級	
	聴 覚 障 害	2、3級	2、3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（咽頭摘出による場合に限る）		
	上肢不自由	1、2級	1、2級（軽自動車対象外）	
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級	
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級	
体	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1、2級	1、2級（軽自動車対象外）
		移動機能	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
害	心臓機能障害	1、3級	1、3級	
	腎臓機能障害	1、3級	1、3級	
	呼吸器機能障害	1、3級	1、3級	
	ぼうこう、腸の機能障害	1、3級	1、3級	
	小腸の機能障害	1、3級	1、3級	
	免疫機能障害	1、2、3級	1、2、3級	
	肝臓機能障害	1、2、3級	1、2、3級	
知的障害	総合判定 A1 又は A2	総合判定 A1 又は A2		
精神障害	1級	1級		

※身体障害については、個別判定による級別により判断します

2 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること

- (ア) 障がいのある人本人が運転すること。
- (イ) 障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために生計を一にする人が運転すること。
- (ウ) 障がいのある人のみの世帯で、障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること。

3 所有要件

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

- (ア) 障がいのある人
- (イ) 障がいのある方と生計を一にする方
（身体に障害のある方が 18 歳未満で上記 2 (イ) に該当する場合、知的又は精神障害がある方で上記 2 (ア)、(イ) に該当する場合に限ります)

◎減免額

・自動車取得税

250 万円に税率を乗じて得た額が上限となります

注) 対象車種により、税率が異なります)

取得価額が 250 万円以下の自動車の場合は全額減免されます

・自動車税

45,000 円（総排気量 2L 超 2.5L 以下の自家用自動車の税率）まで減免されます。

注) グリーン税制適用の乗用車については減免限度額が異なります。

※減免台数は、1 台に限ります

※同一生計証明書の提出が必要となる場合があります。県税事務所窓口へお問い合わせいただき、ご確認ください。証明書は大町市役所福祉課にて発行しております。

窓 口

自動車取得税、自動車税

中信県税事務所大町事務所 電話：23-6505

軽自動車税

大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420